全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクール　実施要領

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会

（１）目的

子どもたちが、これまでの生活の中で体験した障がいのある方とのふれあいや、学校生活、福祉ボランティアなどでの体験等を作文にすることで、障がいのある方の暮らしに関心を持ち、今後の福祉を考える機会とする。さらに、受賞作品の公表を通じて、障がいのある方への理解と、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（２）作品提出要項

①応募資格　　全国の小学生・中学生

②応募区分　　１．小学生の部

２．中学生の部

③応募方法　　１．①用紙は市販のＢ４・400 字詰め原稿用紙を用い、字数については、小学生は原稿用紙３枚（1,200 字）以内、中学生は原稿用紙４枚（1,600 字）以内とする。

②原稿用紙の１枚目には、必ず作品の題名、氏名、学校名、学年を記入すること。

③１作品には必ず〔応募票Ａ〕（後掲）を記入の上、原稿用紙とともに右上端をホチキスでとめること。

④作品は、原則として応募する児童・生徒の自筆に限る。

⑤作品は、学校・団体等ごとに取りまとめることを原則とする。学校・団体等ごとに取りまとめる場合は〔応募票Ｂ〕（後掲）を記入の上、上記③の原稿に添付すること。

※応募作品に関する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関するご案内」を参照のこと。

２．応募作品は１人１編に限る。

３．応募作品は自作の未発表の作品に限り、応募作品について著作権侵害などの争いが生じても、主催者は一切の責任を負わないこととする。

４．応募作品の返却は行わない。必要な場合は事前にコピー等をとること。なお、受賞作品の著作権については、公益財団法人日本知的障害者福祉協会に帰属するものとする。

（３）応募締切

毎年、９月第３金曜日（消印有効）

（４）作品提出先

作品の提出先は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の都道府県協会事務局（別紙事務局所在地一覧表参照）とする。

（５）選抜・審査

①都道府県への応募作品数に応じた推薦作品数（以下の表参照）を選抜する。

応募作品数	推薦作品数
15 作品以下	3 作品以内
16 作品～49 作品	5 作品以内
50 作品～99 作品	10 作品以内
100 作品～149 作品	15 作品以内
150 作品以上	20 作品以内

※小学生・中学生の部それぞれの応募作品数に応じた推薦作品数を選抜。

②選考委員会による審査

都道府県協会において選抜された作品を対象に選考委員会の互選により選ばれた委員並びに本会常任理事、事務局長等による予備審査を行う。予備審査により選抜された作品を対象に選考委員会において審査する。

（６）選考委員会

本会に選考委員会を設置する。選考委員は、文部科学省関係者、厚生労働省関係者、こども家庭庁関係者、後援団体関係者、学識経験者、本会会長において構成し、会長が選任する。

（７）表　彰

文部科学大臣賞　小学生・中学生の部　各１点
（作品の背景が、学校生活や学校行事等における障がい者とのふれあいをまとめたもの）

厚生労働大臣賞　小学生・中学生の部　各１点
（作品の背景が、日常の生活における障がい者とのふれあいをまとめたもの）

内閣府特命担当大臣（こども政策担当）賞　小学生・中学生の部　各１点
（作品の背景が、障害のあるこどもとのふれあいをまとめたもの）

会長賞　小学生・中学生の部　各２点

入　選　小学生・中学生の部　各 50 点程度

学校・団体賞　各都道府県の小学校・中学校または団体等
合計２校（または団体等）以内

（８）賞

◎文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、内閣府特命担当大臣（こども政策担当）賞
・小学生の部：賞状、楯、及び副賞（図書カード２万円分＋福祉事業所生産品）
・中学生の部：賞状、楯、及び副賞（図書カード３万円分＋福祉事業所生産品）

◎会長賞
・小学生の部：賞状、楯、及び副賞（図書カード１万円分＋福祉事業所生産品）
・中学生の部：賞状、楯、及び副賞（図書カード２万円分＋福祉事業所生産品）

◎入選（都道府県協会により選抜され、かつ本会の審査を通過した作品）
・賞状及び副賞（図書カード１千円分）

◎参加賞（応募者全員）　文具等

◎学校・団体賞（作品応募に学校・団体等をあげて取り組み、かつ都道府県協会により推薦された学校・団体等）
・小学校、中学校、団体等：賞状

（９）発表

毎年、１月下旬～２月上旬

（１０）公表

①受賞者（文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、内閣府特命担当大臣（こども政策担当）賞、会長賞）の氏名・学校名・学年・都道府県名及び受賞作品は、本会ホームページ、作文コンクール作品集等に掲載する。

②入選者の氏名・学校名・学年・都道府県名は、本会ホームページ等に掲載する。

（１１）主催

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会

（１２）後援

文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁
社会福祉法人　全国社会福祉協議会、一般財団法人　児童健全育成推進財団
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、全日本特別支援教育研究連盟